

**新庁舎建設の必要性についての
これまでの検討経緯
機能・コンセプト案**

令和3年8月3日

目次

1. 新庁舎建設に係るこれまでの検討経緯	3
2. 本庁方式による新庁舎建設の必要性	4
(1)新庁舎建設検討の背景と目的(平成24年度提言において整理).....	4
(2)現庁舎および行財政の状況について.....	5
(3)今後の庁舎及び行政サービスの在り方.....	13
(4)新庁舎の建設位置について.....	15
3. 現庁舎の抱える課題・問題点	21
4. 新庁舎整備の機能とコンセプト(案)	23
(1)市全体のまちづくりを見据えた行政施設の再編.....	23
(2)新庁舎に求められる4つの機能(案).....	23
(3)新庁舎建設のコンセプト(案).....	25

1. 新庁舎建設に係るこれまでの検討経緯

本市の市庁舎建設については、平成24年度よりその必要性の検討が始まりました。

具体的には、平成24年度に市民の代表によって構成された「庁舎の在り方市民検討委員会」を設置し、新庁舎の必要性や、新庁舎の建設の在り方についての提言書を取りまとめ、平成25年度にその提言に基づく市の方針を決定しています。

また、平成29年度には市民の代表によって構成された「庁舎建設等市民検討委員会」を設置し、新庁舎の建設候補地や計画規模に係る提言書を取りまとめ、平成30年度に新庁舎の建設に関する基本的な方向性を決定しています。

表 新庁舎の建設に係る検討経緯の概要

■平成19年12月1日南九州市誕生
総合支所方式(各庁舎に本庁機能を分散)とする。(合併協定項目)
■平成24年度庁舎の在り方市民検討委員会の提言(意見)
①新庁舎建設は、10～20年後(令和5～15年度)をめどに準備する。 ②現庁舎は耐震補強工事を実施する。 ③支所を存続する。 ④本庁方式へ徐々に移行する。
■平成25年度提言(意見)を受けての市の方針
①平成40年(令和10年)の新庁舎完成を目指す。 ②必要最小限の耐震補強工事を行う。⇒平成25・26年度実施 ③支所機能のあり方を検討し、人員と業務の本課集約を進める。 市民生活に直結するサービスに重点を置いた支所業務へ移行。
■平成29年度庁舎建設等市民検討委員会の提言(意見)
①新庁舎の位置は、「知覧農業振興センター」が望ましい。 ②財政状況を十分に考慮した建設計画とすること。 ③移転後の跡地利用、3地域の特性を生かした地域振興策を講じること。 ④支所機能の縮小に伴う市民サービス低下を招かないよう行政手続きの多角化を検討すること。 ⑤新庁舎は歴史や景観と調和した市のシンボルとなるよう検討すること。
■平成30年度提言(意見)を受けての市の方針
①新庁舎の位置は、「知覧農業振興センター」が適当と判断。 ②将来への負担を減らすため、合併推進債を活用する。 ③移転後の跡地利用、3地域の特性を生かした地域振興策を検討する。 ④支所機能のサービス低下を招かないよう新たな仕組みを検討する。 ⑤市のシンボルとなりうる建物かつランニングコストを抑えるよう検討する。

(引用)「南九州市の新庁舎建設～住民説明会資料～」

2. 本庁方式による新庁舎建設の必要性

(1) 新庁舎建設検討の背景と目的（平成24年度提言において整理）

平成 24 年度にとりまとめられた「庁舎の在り方市民検討委員会提言書」によると、新庁舎建設検討の背景と目的として、以下の内容が述べられています。

背景	○ 財政状況が今後より一層厳しくなることから、庁舎方式については現在採用している「総合支所方式＋一部分庁方式」による行政運営について、行財政の効率化が急務 ○ 3庁舎施設とも老朽化が進み、建物の維持管理の問題、耐震性の確保も喫緊の課題
目的	○ 今後どのような庁舎でどのような行政サービスの在り方が望ましいのかを、市民目線による総合的な観点から検討

(原文)

～はじめに～

現在、本市では合併協定に基づき、旧 3 町それぞれに同等の業務を行う総合支所方式と、本庁機能を 3 庁舎に分散した分庁方式で行政運営を行っております。

これまで旧 3 町の均衡を保ち、周辺地域が寂れないようにする方策の一つとして、この方式を採用していますが、財政状況が今後より一層厳しくなることから、行財政の効率化が急務となっております。

また、3 庁舎施設とも老朽化が進み、建物の維持管理の問題、耐震性の確保も喫緊の課題となっております。

これらの課題について、今後どのような庁舎でどのような行政サービスの在り方が望ましいのかを、市民目線による総合的な観点から検討するために、平成 24 年 7 月に委員 15 名による南九州市庁舎の在り方市民検討委員会が設置されました。

5 回の会議の中で慎重審議を重ね、現時点における考えや将来への希望・方向性として意見をまとめました。

(引用)「南九州市庁舎の在り方市民検討委員会提言書」平成 25 年 3 月

(2) 現庁舎および行財政の状況について

1) 現庁舎の配置部署の概要

現在、「総合支所方式＋一部分庁方式」を採用していることにより、職員が執務を行う各部は、主に次の3か所に分散して配置され、その概要は下表のとおりです。

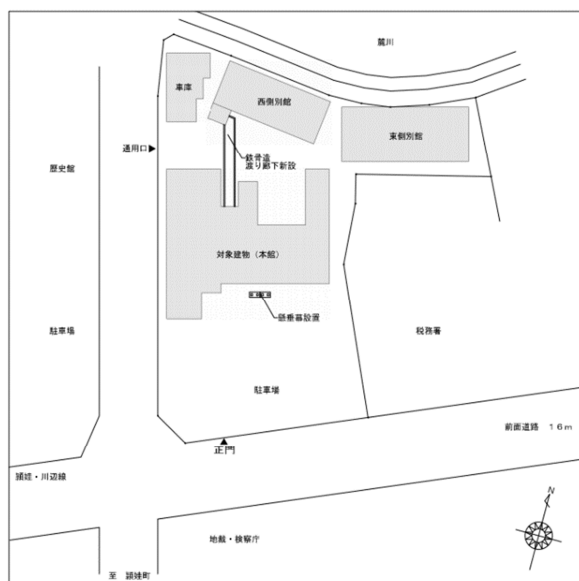
■主な庁舎施設の一覧

		建築 年度	経過 年数	構造 階層	延床面積 (㎡)	部課配置	職員 数	耐震 基準
知覧庁舎	本館	S38 年	58 年	B1一部 3F	1,869 ㎡	本庁機能 (総務課/新庁舎建設推進課/財政課/企画課/ふるさと振興室/まちづくり推進課/防災安全課/商工観光課/建設課/都市計画課/建築住宅課/水道課/会計課/議会事務局/監査委員事務局/選管事務局) 知覧支所 (市民生活係/税務係/福祉係/農林係)	146	旧
	東別館	S63 年	33 年	B1 2F	1,348 ㎡			新
	西別館	S52 年	44 年	B1 3F	740 ㎡			旧
川辺庁舎	本館	S42 年	54 年	B1一部 3F	2,533 ㎡	本庁機能 (市民生活課/健康増進課/福祉課/長寿介護課/教育委員会各課) 川辺支所 (地域振興係/税務係/農林係/建設水道係)	102	旧
	別館	H11 年	22 年	2F	1,048 ㎡			新
頤娃庁舎	本館	S44 年	52 年	B1一部 3F	1,941 ㎡	本庁機能 (税務課/収納対策課/農政課/耕地林務課/畜産課) 頤娃支所 (地域振興係/市民生活係/福祉係/建設水道係)	81	旧
出先						保健センター、学校など	48	
合 計							377	

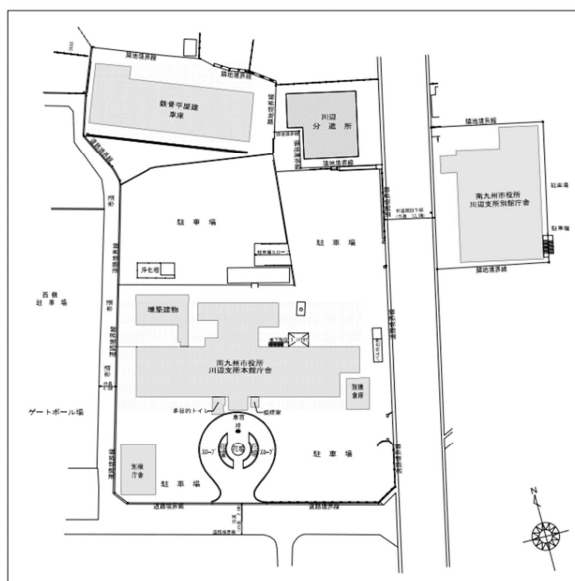
※職員数は、正職員のみ。(一部事務組合は含まない。)R3.4.1現在

■主な現庁舎施設の現況配置図

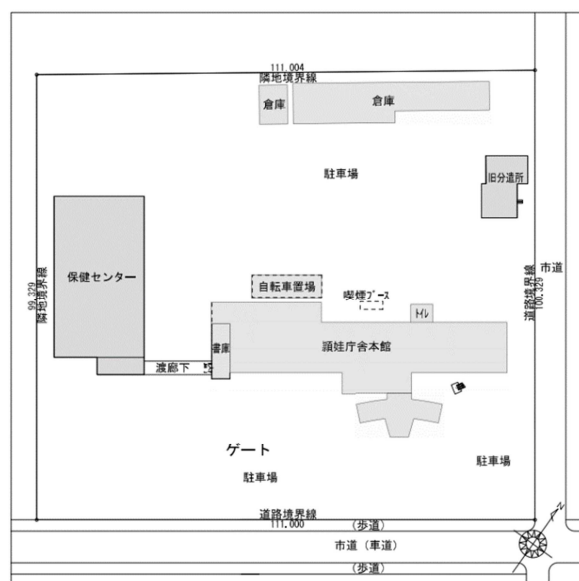
○知覧庁舎



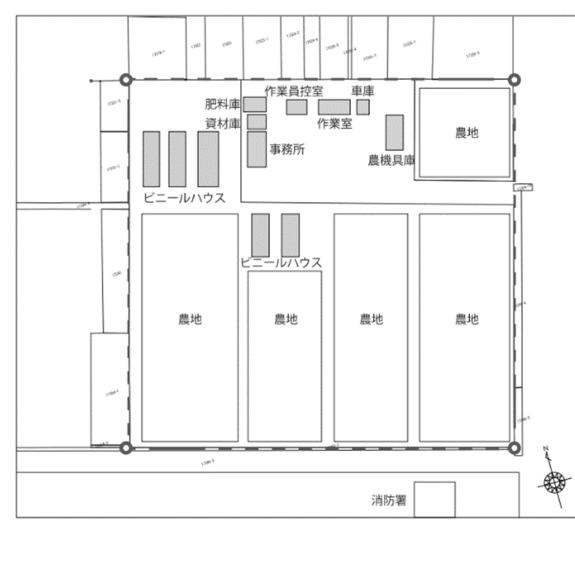
○川辺庁舎



○顔娃庁舎



○知覧農業振興センター



2) 庁舎方式の種類及び近年の動向

① 庁舎方式の種類

本市で比較検討している「本庁方式」と現行の「総合支所方式＋一部分庁方式」の各庁舎方式の一般的な概要およびそれぞれのメリットとデメリットは下表のとおりです。

	本庁方式	総合支所方式＋一部分庁方式 (現行方式)
概要	○行政の機能(部や課等)を、一つの庁舎に集約したもの。 ○その他の庁舎は、窓口等を有する支所とする。	○行政の機能(部や課等)を、複数の庁舎に分散したもの。 (合併時、一部の総合支所の部門を分庁に配置。)
配置のイメージ		
メリット	○業務が集約され、効率化が図れる。 ○庁舎間の移動がなくなり、意思決定などに要する時間が短縮できる。 ○申請手続きが1か所で完結しやすい。 ○庁舎の維持管理費用の節減が見込まれる。 ○職員数・職員人件費の削減が見込まれる。	○既存庁舎を使用するため、庁舎の改修等に要する費用が少なくて済む。 ○総合支所に各業務部門が設置されるので、多くの職員が配置され、住民の不安感が解消される。 ○合併前と人数的にも業務的にも変わらないので住民サービスが今までどおり提供できる。
デメリット	○本市の場合、市域が広く、庁舎が遠くなるため、支所の職員が少なくなるなど、地域の行政サービスの低下が懸念される。 ○支所庁舎の職員が減少し、庁舎間の職員数のバランスを欠く。 ○新庁舎建設には多額の費用が必要である。	○手続き窓口が分散配置されており、手続等のために住民が庁舎間を移動するため、住民の負担が大きい。 ○災害時に情報収集・伝達や指示に手間取り初動体制が遅れる恐れがある。 ○複数部門にわたる事業の場合、業務の調整等が非効率である。 ○現状業務を維持する中では、職員数・職員人件費を削減することは難しい。 ○重要な案件にかかる意思決定に時間がかかる。

また、平成 24 年度「庁舎の在り方市民検討委員会提言書」においては、課題とされた行財政の効率化の対応として「職員数の適正化」が挙げられるなか、「支所機能の縮小をどこまで行うかがカギ」として、現状（平成 19 年 12 月 1 日の合併時から採用）の総合支所方式＋一部分庁方式のメリット・デメリットを、以下の通り整理しています。

■現状の総合支所方式＋一部分庁方式のメリット・デメリット

メリット
① 合併前と大きく変わらないので、住民に安心感を与える。
② 既存庁舎を利用でき、新たな建設経費負担は少ない。
③ <u>これまでと人数的にも業務的にも変わらないので住民サービスが今までどおり提供できる。</u>
④ 職員が一定数分散することで、各庁舎周辺に経済効果が見込める。
⑤ 会議室や駐車場など、確保がしやすい。
デメリット
① 3 庁舎とも同様の維持管理、補修経費が必要。
② 定員適正化計画により <u>職員数を削減しなければならないが、現状業務を維持する中では難しい。</u>
③ 庁舎間移動のロス・燃料費のロスが大きい。
④ 事務決裁に時間がかかる。
⑤ 職員間の意思疎通が出来にくく、一体性が図りにくい。

（引用）「南九州市庁舎の在り方市民検討委員会提言書」平成 25 年 3 月

② 近年の鹿児島県内自治体の庁舎方式の動向

鹿児島県内自治体における庁舎方式の別及び支所等の課の配置状況は、以下の通りとなっています。

■鹿児島県内自治体における庁舎方式の別及び支所等の課の配置状況

市町名	庁舎方式 (当初)	庁舎方式 (現状)	支所などの課の配置状況(現状)
薩摩川内市	総合支所方式	本庁方式	各支所に地域振興課，市民生活 G，保健福祉 G，産業振興 G，建設 G 等を配置
鹿児島市	窓口サービス中心の支所方式	本庁方式	各支所に総務市民課等を配置
さつま町	総合支所方式	本庁方式	各支所に総務課，税務課，町民福祉課，経済課，耕地林務課等を配置
湧水町	総合支所方式 (一部分庁)	分庁方式	吉松庁舎(支所)に建設課，教育委員会，議会等 を設置 支所に地域総務課を配置
綿江町	総合支所方式	本庁方式	支所に観光交流課，住民生活課，産業建設課等を配置
南大隅町	総合支所方式	本庁方式	支所に総務民生 G，診療所 G，産業 G 等を配置
日置市	総合支所方式	本庁方式	各支所に地域振興課，産業建設課，農業委員会，教育振興課等を配置

市町名	庁舎方式 (当初)	庁舎方式 (現状)	支所などの課の配置状況(現状)
曾於市	総合支所方式 (一部分庁)	本庁方式 へ移行中	大隅庁舎(支所)に教育委員会を設置 財部庁舎(支所)に福祉事務所及び農業委員会を 設置 両支所に地域振興課及び総務・企画部門以外の 課を配置
肝付町	総合支所方式	本庁方式	支所に町民生活課, 産業創出課, 林務水産課等 を配置
いちき串 木野市	総合支所方式 (一部分庁)	分庁方式	教育委員会, 建設部門を市来庁舎(支所)に設置 支所に市民課, 健康福祉課等を配置
霧島市	総合支所方式	本庁方式	各支所に地域振興課, 市民生活課等を配置
南さつま 市	総合支所方式	本庁方式	各支所に市民課, 教育課等を配置
鹿屋市	総合支所方式	本庁方式	各支所に住民サービス課, 産業建設課等を配置
指宿市	総合支所方式	本庁方式	各支所に地域振興課, 市民福祉課等を配置
志布志市	総合支所方式 (一部分庁)	分庁方式	各総合支所に地域振興課, 市民課等を配置 志布志庁舎(支所)に教育委員会を設置 松山庁舎(支所)に農業委員会を設置
出水市	総合支所方式	本庁方式	各支所に総合市民課等を配置
奄美市	総合支所方式	本庁方式	各支所に地域総務課, 市民福祉課, 産業建設課, 地域教育課等を配置
長島町	分庁方式	本庁方式	支所に総合管理課, 教育委員会, 農業委員会を 配置
始良市	総合支所方式 (一部分庁)	本庁方式 へ移行中	各総合支所に市民サービスに直結する部門を配置 加治木庁舎(支所)に教育委員会を設置 蒲生庁舎(支所)に農業委員会等を設置

新庁舎建設推進課調べ(各自治体ホームページより)

近年, 合併市町村においては, 合併時には総合支所方式等を採用しているものの, これらの庁舎方式では市町村合併により期待される行政運営の効率化が得にくくなっていることを鑑み, また様々な行政課題, 新たな行政需要に対応した質の高い市民サービスを提供するため, 新庁舎建設を機に行政組織及び行政機能を本庁方式に集約・整理し, 支所においては, 窓口機能, 地域振興機能等を充実する方向性で検討する自治体が増えています。

鹿児島県内の合併市町村では, 伊佐市, 始良市, 曾於市などが本庁方式への移行を検討しています。

3) 行財政の運営状況

① 本市の財政状況（【別紙1】参照）

本市の人口推計，歳入歳出，財政の状況，新市庁舎建設による償債の見通しは，【別紙1】のとおりとなっています。

② 庁舎施設の状況と整備予算（平成24年度提言書において整理）

平成24年の庁舎の在り方市民検討委員会においては，庁舎施設の劣化状況及び劣化に伴う維持管理費用の増大，災害時の防災拠点としての機能強化の必要性が検討されています。しかし，財政面においては，合併して新しい市となったものの依然として厳しい財政状況であり，人口減少による税収減，そして地方交付税が平成27年度から5年間かけて段階的に一本算定へ移行することなどから，より一層の歳出抑制が必要となる中で，庁舎整備に充てられる予算も厳しい状況にあります。

本市の庁舎施設は，本館となる建物は知覧庁舎が昭和38年，川辺庁舎が昭和42年，額娃庁舎が昭和44年に建設された建物であり，昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準に基づく工法であり，耐震性に疑問があります。それに加えて老朽化も著しく，電気・電話の配線関係や窓，ドア・サッシ，トイレの不具合等が多く，その都度修繕を要しております。また建物の造りが古いため災害時の防災拠点としての機能が十分とは言えず，建築から既に50年近くが経過しており，建物の寿命もそう長くない状況にあります。

耐震診断を行った結果，補強工事が必要ということで，平成25年度から順次，耐震補強工事を行う予定であります。

財政面においては，合併して新しい市となったものの依然として厳しい財政状況であります。人口減少による税収減，そして地方交付税が平成27年度から5年間かけて段階的に一本算定へ移行するなど，今後大幅な減少が見込まれております。より一層の歳出抑制が必要となる中で，庁舎整備に充てられる予算も厳しい状況であります。

（引用）「南九州市庁舎の在り方市民検討委員会提言書」平成25年3月

③ 「総合支所方式＋一部分庁方式」における職員数・職員人件費の削減効果の見通し

平成24年度「庁舎の在り方市民検討委員会提言書」において，課題とされる行財政の効率化の対応として，「職員数の適正化」が挙げられ，支所機能の縮小がどこまで可能かが検討され，以下の通り整理しています。

現在の南九州市の行政組織は、平成 19 年 12 月 1 日の合併時から、本庁機能を一部分散した総合支所方式＋一部分庁方式を採用しています。

「合併して支所が寂れるのではないか」といった住民不安を解消するため、顕娃庁舎・知覧庁舎・川辺庁舎にそれぞれ同様の課を設置して職員を配置し、同等の業務を行っております。そのため**職員数は**、合併後一定の削減は出来ているものの、**今後より一層の削減は難しい状況**であります。

■定員適正化計画(H20 年作成)による職員数年次別計画

年度	H19 年 合併時 (12/1)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	～	H29
職 員 数 (計画予定数)	—	485 人	477 人	470 人	461 人	452 人	451 人		430 人
職 員 数 (実 数)	504 人	485 人	478 人	465 人	456 人	450 人			

■庁舎ごとの職員数について(H24 年4 月1 日現在)

施 設 名	職 員	嘱託職員
顕娃庁舎	72 人	15 人
知覧庁舎	140 人	26 人
川辺庁舎	127 人	36 人
計	339 人	77 人

※出先施設の職員数及び一部事務組合派遣職員は含まない。

(引用)「南九州市庁舎の在り方市民検討委員会提言書」平成 25 年 3 月

市町村合併により期待される行政効果は、効率的な行政運営が可能となることが挙げられ、これらにより、定員の適正化が図られることとなりますが、現状の総合支所方式＋一部分庁方式においては、この効果については、限界が近くなりつつあり、今後職員数および職員人件費の削減は難しいと言えます。

④ 「本庁方式」を前提とした場合の職員数・職員人件費の削減効果の見通し

合併時に 504 名の正職員から、年次的な行政組織のスリム化と定員適正化に取り組み、令和 3 年度には職員数で 377 名（△25.1%）となっています。第 3 次定員適正化計画の最終年度である令和 10 年度には、本庁方式への移行を前提として、職員数を 350 名へと、さらに 27 名の削減を予定しています。これを職員人件費で考えると、令和 3 年度と令和 10 年度を比較した場合、年間で約 2 億 26 百万円の抑制が図られる試算となります（※総務課試算）。

■本庁方式への移行を前提とした場合の、職員数・職員人件費の削減効果の見通し

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
職員数	377	375	370	372	363	365	348	350
職員給 (概算)	3,166.8	3,150.0	3,108.0	3,124.8	3,049.2	3,066.0	2,923.2	2,940.0

(単位:人, 百万円)

■本庁方式への移行を前提とした場合の職員人件費の節減効果

	R3	R10	削減数額
職員数	377	350	▲ 27
職員給(概算)	3,166.8	2,940.0	▲ 226.8

(単位:人, 百万円)

(3) 今後の庁舎及び行政サービスの在り方

以上の検討、行財政上の背景から、平成 24 年に「庁舎の在り方市民検討委員会」より、本市の庁舎及び行政サービスの在り方についての提言がなされ、これに基づき平成 25 年度に庁舎及び行政サービスの在り方についての市の方針が決定されています。

1) 庁舎施設の在り方について（平成24年度提言書）

- ① 庁舎建設については、今後の社会情勢にも左右されるが、10 年～20 年後をめどに新庁舎を建設する方向で準備を進めていく。具体的な建設場所や建物の規模については、将来の市民・住民が、その時代の社会情勢やニーズに応じた内容で検討することが妥当である。ただし、建設費については多額の費用を要することから、早いうちから財政計画を立てて毎年 2 億円程度（※）の基金積立を行い、次世代への負担をできるだけ軽減して将来の新庁舎建設に備えるべきである。新庁舎は長期間利用可能で、維持管理や将来の改修が効率的にでき、南九州市のシンボルとしてふさわしい庁舎にする。

(※ 事務局からの「職員数 350 人収容で延床面積 7,000 m²の庁舎を建設する場合、約 40 億円の建設費が必要となる」という概算試算をもとに、本委員会では 20 年後にその建設費を全て基金で賄う場合、毎年 2 億円ずつ積み立てが必要になると試算した。)

- ② 現庁舎については、耐震診断の結果、耐震補強工事が必要ということであり、現在計画中の H25 年度～H27 年度改修補強工事を進めていく。大規模地震はいつどこで起こるか分からず、人命に関わる問題であるので庁舎施設の耐震化は必要である。
- ③ 南九州市の範囲は広いので、災害時には残る 2 支所の庁舎施設が旧町地域の核となって、司令塔としての役割を果たすことが求められる。そのため2 支所庁舎の存続は必要不可欠である。

(引用)「南九州市庁舎の在り方市民検討委員会提言書」平成 25 年 3 月

2) 行政サービスの在り方について（平成24年度提言書）

- ① 現在の総合支所方式＋一部分庁方式では職員数削減は難しいため、本庁方式へ徐々に移行していく。支所の縮小はやむを得ないが、支所窓口サービスについては証明書発行や通常の生活に係る各種申請手続き事務は行えるよう配慮する。なお支所の縮小を行う際は、市民にも情報を提示し、市民の意向を把握して進めなければならない。また、支所の縮小に伴う職員削減のため、地域経済が停滞する可能性もあるので、残る 2 支所についてはそれぞれの地域特性を活かした地域振興策を講じる。
- ② 南九州市は高齢化率も高く、今後も高齢化は進んでいくことが予想される。交通弱者に配慮した交通網の整備や行政システム・ネットワークの構築が必要である。
- ③ これからの時代は、市民が自立してまちづくりをできるよう、地域コミュニティーの促進を図り、市民が行政に積極的に参加できるような施策が必要である。
- ④ より一層の行財政改革推進により経費削減を実現し、効率的な行政サービスを目指すことが肝要である。

(引用)「南九州市庁舎の在り方市民検討委員会提言書」平成 25 年 3 月

3) 「庁舎及び行政サービスの在り方」についての市で決定した方針

上記の「平成 24 年度市庁舎の在り方市民検討委員会」による提言書に基づき、平成 25 年度に庁舎及び行政サービスの在り方について、以下のとおり市の方針が決定されています。

- | |
|---|
| 1. 平成 40 年(令和 10 年)の新庁舎完成を目指す。 |
| 2. 必要最小限の耐震補強工事を行う。⇒平成 25・26 年度実施 |
| 3. 支所機能のあり方を検討し、人員と業務の本課集約を進める。
市民生活に直結するサービスに重点を置いた支所業務へ移行する。 |

(引用)「南九州市庁舎の在り方についての市の方針」平成 25 年 11 月

令和 3 年度の 377 名の職員配置においては、3 庁舎で本庁業務に従事する職員が 285 名、その他の施設で本庁業務に従事する職員が 48 名、3 庁舎で支所業務に従事する職員が 44 名となっています。知覧庁舎（本館、西別館及び東別館）には、146 名（本庁 127 名、支所 19 名）の配置となっており、現在の庁舎では、本庁機能を果たすことが不可能となっています。

市の人口減少が進行する中で、将来にわたって総合支所方式及び一部分庁方式を採り続けることは、効率的な行政運営や定員適正化目標の実現が非常に難しくなることが予想され、新庁舎建設と併せ、本庁方式への移行することにより、簡素でスリムな行政組織を構築し、多様・複雑化する行政ニーズに対応していくべきであると考えます。

なお、この決定した方針に基づき、平成 25 年～26 年にかけて現庁舎、支所庁舎は耐震補強工事を実施済です。

しかし、現庁舎・支所庁舎を継続して使用する場合、機能が十分でないため相当の改修が必要であり、本課集約するためには面積が不足するので増築の必要性があります。また、窓口フロアの分散による市民サービスの低下、トイレの改善、バリアフリー対応等、現庁舎では対応できない課題が残ります。さらには、省エネルギーや環境対策への設備投資など、建替より維持管理コストが嵩む可能性があります。

(4) 新庁舎の建設位置について

平成 29 年度に設置された南九州市庁舎建設等市民検討委員会では、過去の提言や方針を踏まえ、新庁舎の規模及び建設位置について検討し、「平成 29 年度南九州市新庁舎建設位置についての提言書」が示されました。

1) 新庁舎建設位置を判断するための概略規模の検討【※今後要検討】

新庁舎の建設位置を検討するに当たっては、施設の規模や必要な敷地面積が判断の重要な要素となります。平成 24 年度在り方検討委員会の提言に基づき、市から次のとおり概略規模の提示があったことから、これらの事項を前提に協議しました。

① 規模算定の要素

- 職員及び嘱託職員の総数は 350 人とする。
- 議員数は議員定数の 20 人とする。
- 現状の組織構成を採用する。
- 駐車スペースは、建物外に設ける
- 市民活動スペース、その他機能については別途検討を行う。

② 概略規模

(A) 庁舎延床面積の算定

a) 総務省起債対象事業算定基準による規模算定

■職員区分及び換算率 ※現在の職員数で計上

	特別職	課長級	係長	一般職員 (製図)	一般職員 (事務)	合計
常勤職員数	3 人	29 人	83 人	18 人	237 人	370 人
換算率	12	2.5	1.8	1.7	1.0	
換算職員数	36	72.5	149.4	30.6	237	525.5 人

■規模設定

施設区分	面積算定	算定基準
ア 事務室	2,237.00 m ²	4.5 m ² × 換算職員数 × (350 人 / 370 人)
イ 付属面積	2,740.81 m ²	
倉庫	290.81 m ²	事務室面積の 13%
会議室, 電話交換室, 便所, 洗面所, その他諸室	2,450.00 m ²	7 m ² × 全職員数(350 人)
ウ 玄関, 広間, 廊下, 階段等の交通部分	1,991.12 m ²	ア・イの各室面積合計の 40%
エ 車庫	0 m ²	
オ 議会関係	700.00 m ²	35 m ² × 議員定数
合計	<u>7,668.93 m²</u>	

b) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準による規模算定

■職員区分及び換算率 ※現在の職員数で計上

	特別職	課長級	係長	一般職員 (製図)	一般職員 (事務)	合計
常勤職員数	3 人	29 人	83 人	18 人	237 人	370 人
換算率	18	5	1.8	1.7	1.0	
換算職員数	54	145	149.4	30.6	237	616 人

■規模設定

	施設区分	面積算定	算定基準
ア 執務面積		2,330.00 m ²	
	事務室(応接室を含む)	2,330.00 m ²	換算人数×4.0 m ² ×(350 人/370 人)
イ 付属面積		712.90 m ²	
	会議室	140.00 m ²	職員数 350 人×0.4 m ²
	電話交換室	68.00 m ²	換算人数 616 人の場合 68.0
	倉庫	320.90 m ²	換算人数×4.0 m ² ×13%
	宿直室	10.00 m ²	1 人まで 10 m ²
	庁務員室	0.00 m ²	なし ※1 人まで 10 m ² , 以降 1 人増すごとに 1.65 m ² 加算
	湯沸室	32.25 m ²	6.5 m ² ×5 箇所
	受付及び巡視溜	0.00 m ²	なし ※最小 6.5 m ²
	便所及び洗面所	112.00 m ²	職員数 350 人×0.32 m ²
	医務室	0.00 m ²	なし ※350 人の場合 95 m ²
	売店	29.75 m ²	職員数 350 人×0.085 m ²
	食堂及び喫茶室	0.00 m ²	なし ※350 人の場合 161 m ²
	理髪店	0.00 m ²	なし ※350 人の場合 30 m ²
ウ 固有業務面積		1,750.00 m ²	
	議会機能	700.00 m ²	総務省基準を参照
	業務支援機能	500.00 m ²	印刷室, 専用会議室
	保管機能	400.00 m ²	書庫, 図面等
	その他	150.00 m ²	新聞記者室, 電算室等
エ 設備関係面積		643.00 m ²	ア～ウの合計面積に応じた区分 ※冷暖房
	機械室	547.00 m ²	
	電気室	96.00 m ²	ア～ウの合計面積に応じた区分 ※冷暖房
	自家発電室	0.00 m ²	ア～ウの合計面積に応じた区分 ※5,000 m ² 以上が対象
オ 交通部分		1,902.57 m ²	
	玄関・広間・廊下・階段等	1,902.57 m ²	ア～エの合計面積×35%
カ 車庫		0.00 m ²	
	自転車置場	0.00 m ²	なし 建物外に整備
	運転手詰所	0.00 m ²	なし
合計		<u>7,338.47 m²</u>	

(B) 駐車場規模の算定

ア 駐車台数 800 台

- ・ 職員通勤用私用車 350 台
- ・ 公用車 150 台
- ・ 来客用 300 台（行政嘱託委員会等の開催を想定）

イ 駐車場面積 20,000 m²（1 台当たりの必要面積 25 m²×800 台）

(C) 庁舎建設に必要な敷地面積の合計

以上より、庁舎建設に必要な敷地面積は、25,000 m²と想定する。

- 庁 舎 2,700 m²（延床面積を 7,000 m²～8,000 m²とし、3 階建てとした場合）
- 駐車場 20,000 m²（平面駐車場とした場合）
- その他オープンスペースや緑地等の配置 2,000 m²～3,000 m²

（引用）「南九州市庁舎建設等市民検討委員会提言書」平成 29 年 3 月 および会議資料

なお、人口規模が同程度の自治体や、近隣の自治体における庁舎建設事例における規模などは、以下の通りとなっています。

■（参考）同規模自治体等における庁舎建設事例における庁舎面積等

市町村	竣工年	人口	敷地面積	延床面積	階数・構造等
南九州市庁舎	（基本計画）	33,788 人	未定	未定	未定
伊佐市庁舎	（基本設計）	24,346 人	14,600 m ²	約 8,000 m ²	未定
さつま町庁舎	2014 年	19,871 人	8,980 m ²	6,610 m ²	階数 3F 構造 RC
出水市庁舎	2016 年	52,874 人	14,430 m ²	10,940 m ²	階数 4F 構造 RC(免震)
人吉市庁舎	工事中	31,223 人	17,875 m ²	8,830 m ²	階数 5F 構造 RC(免震)等
小林市庁舎	2018 年	43,239 人	（不明）	7,153 m ²	階数 4F(行政棟) 構造 S+SRC
武雄市庁舎	2018 年	49,197 人	8,120 m ²	9,920 m ²	階数 6F 構造 RC
伊予市本庁舎	2018 年	36,301 人	3,710 m ²	6,280 m ²	階数 5F 構造 RC(免震)
坂出市庁舎	2020 年	50,556 人	7,870 m ²	6,730 m ²	階数 4F 構造 RC(免震)
神崎市庁舎	2020 年	31,821 人	13,210 m ²	8,020 m ²	階数 5F 構造 SRC 等

2) 新庁舎の建設位置の検討

新庁舎は新たなまちづくりの拠点となる施設であり、その位置については、地方自治法第4条第2項に規定される趣旨や市民の利便性のほか、行政事務の効率化を考慮する必要があります。

本委員会は、財政的な視点から市有地であることを条件とし、次の表の6箇所について、利便性や経済性、法令適合性等により比較検討を行いました。

■ 候補施設の名称、敷地面積及び活用状況

	施設名	敷地面積	活用状況
1	青戸中学校	40,074 m ²	平成30年度まで中学校として活用
2	別府中学校	35,914 m ²	平成30年度まで中学校として活用
3	知覧農業振興センター	29,890 m ²	農政事業、茶業課・建設課事務所
4	額娃庁舎	14,281 m ²	行政庁舎
5	知覧庁舎	6,230 m ²	行政庁舎
6	川辺庁舎	9,382 m ²	行政庁舎

■ 既存施設の解体費用

	施設名	解体面積	解体費用
1	青戸中学校	RC造 2,981 m ² S造 58 m ²	135,785,200 円
2	別府中学校	RC造 3,233 m ² S造 32 m ²	146,707,600 円
3	知覧農業振興センター	RC造 414 m ² S造 779 m ²	32,734,800 円
4	額娃庁舎	RC造 1,941 m ² S造 680 m ²	99,973,200 円
5	知覧庁舎	RC造 1,869 m ² S造 2,088 m ²	122,062,800 円
6	川辺庁舎	RC造 2,820 m ² S造 1,048 m ²	146,328,000 円

※解体費用の単価 RC造45,200円/m²・S造18,000円/m²

(引用)「南九州市庁舎建設等市民検討委員会提言書」平成29年3月 および会議資料

3) 新庁舎の建設位置の提言

本委員会において比較検討した結果、農地法の規制（農地転用）の課題はあるものの、必要な敷地面積を十分に確保できる点、市の地理的中心付近に位置している点、交通アクセスの点からも市民の利便性が高く、既存の建物の解体に要する費用等について総合的に判断し、新庁舎の位置としては、知覧農業振興センターとすることが望ましいとの結論になりましたので、提言いたします。

(引用)「南九州市庁舎建設等市民検討委員会提言書」平成29年3月

4) 新庁舎の建設に当たっての配慮すべき事項

本委員会として、新庁舎を建設するに当たり、配慮していただきたい事項を次のとおり提案します。

- ① 平成 24 年度在り方検討委員会では、建設費用約 40 億円に対して毎年 2 億円の積み立てを提言しているが、現在のところ、毎年 1 億円ずつしか積み立ててられていない。このような状況を踏まえると、平成 24 年度在り方検討委員会に基づく提言を尊重するものの、財政状況を十分に考慮した建設計画とすることが望ましい。
- ② 庁舎移転に伴い、知覧庁舎の跡地利用やちらん町商店街の活性化と維持に配慮していただきたい。併せて、三地域の均衡ある発展のため、颯娃地域及び川辺地域についてもそれぞれの地域特性を生かした地域振興策を講じていただきたい。
- ③ 颯娃地域及び川辺地域の支所機能の縮小に伴い、市民サービスの低下が懸念されることから、地区公民館で簡易な証明を発行するなどといった行政手続きの多角化について検討していただきたい。
- ④ 市が保有する遊休資産の積極的な処分のほか、あらゆる手段を模索し、財源確保を図っていただきたい。
- ⑤ 新庁舎は歴史や景観と調和した市のシンボルとなるよう検討していただきたい。
- ⑥ 市民及び行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に協力し合う協働によるまちづくりを推進し、将来への負担を減らすよう努めていただきたい。

(引用)「南九州市庁舎建設等市民検討委員会提言書」平成 29 年 3 月

5) 新庁舎の位置について、市で決定した方針

■新庁舎の位置

新庁舎の位置は、必要な敷地面積を十分に確保できる点、市の地理的中心付近に位置している点、交通アクセスにおいても市民の利便性が高い点、その他既存建物の解体に要する費用等について総合的に判断し、知覧農業振興センターが適当と判断する。

(引用)「南九州市庁舎についての市の方針」平成30年9月

■知覧農業振興センターの敷地と概要



所在地	知覧町郡17327番地ほか
地目	宅地， 畑
面積	29,890㎡(宅地5,066㎡ 畑24,824㎡)
現在状況	後継者及びに担い手農家の育成並びに経営研修事業・茶業課事務所・建設課道路作業員事務所及び倉庫
土地所有	市有地
仮設庁舎の必要	無し
施設解体費	32,734,800円 事務所・車庫(RC)414㎡，温室(S)779㎡
特記事項	・農業振興地域であり宅地転用手続きが必要 ・下水道整備地域

■新庁舎の建設に当たっての配慮すべき事項

① 平成 24 年度南九州市庁舎の在り方市民検討委員会では、建設費用約 40 億円に対して毎年 2 億円の積み立てが提言されているが、現在のところ、毎年 1 億円ずつしか積み立てられていない。このような状況を踏まえると、平成 24 年度在り方検討委員会に基づく提言を尊重しながらも、財政状況を十分に考慮した建設計画を行うこととする。また、本市では合併推進債が平成 34 年度までしか起債できないことから、 <u>将来への負担を減らすためにも、合併推進債の動向を注視しつつ、その延長について、国県等へ引き続き要望する。</u>
② <u>庁舎移転に伴い</u> 、知覧庁舎の <u>跡地利用</u> やちらん町商店街の活性化と維持に配慮し、併せて、 <u>三地域の</u> 均衡ある発展のため、それぞれの <u>地域特性を生かした地域振興策を検討する。</u>
③ 本庁方式への移行に伴い、 <u>支所機能の縮小が予想されることから、市民サービスの低下を招かないように</u> 、市全域における <u>新たな仕組みを検討する。</u>
④ 市が保有する遊休資産の積極的な処分のほか、あらゆる手段を模索し、財源確保に努める。
⑤ 新庁舎は歴史や景観と調和した市のシンボルとなるよう検討しつつ、ランニングコストの面からも経費を抑える設計を検討する。

(引用)「南九州市庁舎についての市の方針」平成 30 年 9 月

3. 現庁舎の抱える課題・問題点

昨今の多様化する市民の行政需要に対応していくには、低コストで効率性や質の高い行政サービスが求められ、そのサービスを提供するための施設として、現庁舎はいくつもの課題を抱えています。

今年度を実施した庁内職員アンケートの結果においては、「施設のバリアフリー化を含めたユニバーサルデザイン」「窓口のわかりにくさ」「庁舎の分散化」「駐車場不足」「狭あい化」「プライバシーの問題」「防災拠点施設としての機能性」「老朽化及び耐震性」などが挙げられています。

今後、市民検討委員会、庁内検討委員会での検討、市民アンケート（※）の結果や市民ワークショップ（※）における意見などを考慮して整理していきます。

なお、庁内検討会議の意見まとめ一覧は、【別紙 2】の通りとなっています。

(※) 市民アンケートは、8 月中旬～9 月中旬に実施予定です。

(※) 市民ワークショップは、9 月下旬から 10 月下旬に 3 回実施予定です。

■(参考)「職員」が現庁舎に感じる不満・不便(令和3年 庁内職員アンケート R3.4.20～5.7実施)

問4 あなたが施設面や環境面で不満・不便を感じる主な理由はどのようなことですか。
(〇は5つ以内)

回答対象者：	341 人	件数	割合
職員用駐車場（駐輪場）が足りない		197	62.7%
収納や書庫が足りない		168	53.5%
執務スペース（自席周辺）の広さが足りない		120	38.2%
会議室、打合せスペースが足りない		97	30.9%
休憩スペースが足りない		97	30.9%
通路が狭く移動しにくい		94	29.9%
執務スペース（自席周辺）が寒い・暑い・暗い		85	27.1%
OA機器等の配線が整備されていない		81	25.8%
プライバシーに配慮した相談室が足りない		80	25.5%
更衣室がない（狭い）		71	22.6%
トイレが足りない		70	22.3%
災害対応の従事者のためのシャワー室や仮眠室がない		45	14.3%
災害対策機能（自家発電や備蓄倉庫等の設備）が不十分		42	13.4%
防犯セキュリティ対策が不十分		35	11.1%

■(参考)「利用者」が現庁舎に感じる不満・不便(令和3年 庁内職員アンケート)

問6 市庁舎の利用者が施設面や環境面で不満・不便を感じているのはどのようなことだと思いますか。(〇は5つ以内)

回答対象者：	341 人	件数	割合
階段や段差が多く、高齢者や障害者にとって利用しにくい	211	61.9%	
行きたい部署（窓口）がどこにあるのかの案内表示がわかりにくい	165	48.4%	
一つの窓口で要件が済まず、何か所も回らなければならない	165	48.4%	
駐車場が足りない	151	44.3%	
通路、ロビーや待合スペースなどが狭い	145	42.5%	
プライバシーに配慮した十分なスペースがなく、安心して相談できない	117	34.3%	
多目的トイレ（バリアフリートイレ）などが少ない	79	23.2%	
市民が気軽に休憩できるスペースが少ない・ない	72	21.1%	
授乳室など子育て支援の設備が少ない	67	19.6%	
庁舎が老朽化しており、安全性に不安を感じる	65	19.1%	
庁舎内が寒い・暑い・暗い	46	13.5%	
トイレが少ない	42	12.3%	
市民の自主的な活動や交流ができるスペースがない	35	10.3%	
市政情報や議会の情報などを伝える掲示板や映像設備等が少ない	19	5.6%	
省資源や省エネルギーなど環境に配慮されていない	18	5.3%	

4. 新庁舎整備の機能とコンセプト（案）

（１）市全体のまちづくりを見据えた行政施設の再編

知覧，瀬谷，川辺の生活の質の維持・向上を目指した現市庁舎・支所庁舎の活用方法等を検討することが必要です。

新庁舎建設の目標は，「市民生活の質の維持・向上」と，「効率的な行政サービスの供給」を実現する行政機能再配置にあります。

南九州市全体のまちづくりにおける新庁舎や残すこととなる支所庁舎に求められる役割や課題を整理するために，今後３地域の人口や利用実態を加味し，各支所の今後の利用方針や残すべき機能，追加すべき機能を市民検討委員会，庁内検討委員会での検討，市民アンケート結果や市民ワークショップでの各地域の意向を反映しながら集約・整理します。

また，新庁舎にはこれからのまちづくりの中核となることが求められると考えます。現在の市のまちづくり政策及び取組状況を「市民生活の維持向上」「防災・安全確保」「地域振興」等の視点で整理を行い，その中から新庁舎が担うべき役割を整理します。

（２）新庁舎に求められる４つの機能（案）

平成 29 年度の南九州市新庁舎建設位置についての提言書，平成 30 年に市として決定した方針，および，現庁舎に求められる役割から，新庁舎の整備の基本理念・目標について検討します。

今後，市民検討委員会，庁内検討委員会での検討，市民アンケート結果や市民ワークショップの内容を反映しながらより良いものにしていきますが，現時点で考えられる新庁舎の機能（案）として，以下の４つにまとめられると考えられます。

１）環境・人・まちにやさしい空間づくりとすることが求められます。

- 市庁舎は，様々な市民が利用する施設です。環境負荷の低減に配慮することが求められるとともに，多くの市民・来訪者が利用する拠点施設として，多様な人々にやさしい施設であることが求められます。
- 環境への配慮やコスト面の低減などに配慮しながらも，バリアフリーの徹底，授乳室・キッズスペースの設置，わかりやすいサイン計画など親子連れから高齢者まですべての人にやさしく，立ち寄りたくなる施設であるべきです。
- また，総合案内所や窓口ブース・個別相談室の設置など，市民にとってわかりやすく，プライバシーに配慮された，使いやすい窓口であることが必要です。

２）地域の安心安全を支える防災拠点化を図ることが求められます。

- 自然災害が激甚化する昨今，庁舎が市民の安心安全の確保を担う役割が求められます。
- 新庁舎の建設候補地は，市及び南薩地域の地理的な中心であり，災害の危険度が低く，消防署が隣接していることから広域防災拠点として適しています。
- 様々な災害を想定したインフラ整備やフェーズフリー※の考えに基づいた施設転用への対応が求められます。
- また，消防・災害支援機能等との連動による“災害に粘り強い地域形成”の拠点となることが求められます。

※フェーズフリー：防災に係る新しい概念で，「平常時」と「災害時」の２つの状態を垣根なく活用できる商品やサービス，施設，考え方のこと。

３）市民の誇りとなる“庁舎”と“まち”づくりを進めることが求められます。

- 市庁舎は，単なる行政窓口の中核建築物ではなく，“まちの顔・シンボル”として，市民に親しまれ，誇りとなる施設であることが望まれます。
- 周辺の景観と調和した，市の歴史や文化，自然を感じる意匠（外観・内観）の採用や，市の産業コーナーの設置など，市民の誇り・愛着につながる施設づくり，空間づくりが求められます。
- また，各地域に必要な機能や行政サービス，行政と産業・医療・福祉等の連携等を充実することで，快適な市民の暮らしにつながるまちづくりが求められます。

4) 財政負担の軽減に配慮した公共施設マネジメントを進めることが求められます。

- 知覧庁舎、頴娃・川辺支所のほか、学校施設やコミュニティセンター等の活用可能な公共施設等が広く分布しています。
- 新庁舎建設により、各種行政機能の再編、施設の廃止・機能の複合化等の必要性がでてくるため、公共サービスの公平かつ適正な供給に配慮し、各地域の既存施設・遊休施設の有効活用が求められます。
- 人口減少や高齢化等の将来を見据えながらも、公共施設を効率的かつ効果的に再編することで、市の財政負担の軽減のみならず、必要なサービスへの集中投資、市民サービスの向上につなげる考え方が必要です。

(3) 新庁舎建設のコンセプト（案）

(2) の庁舎に求められる機能（案）を実現することを目標として、本市における新庁舎の基本理念にあたるコンセプトを以下のように示すことが考えられます。

市民検討委員会、庁内検討委員会、市民アンケート結果や市民ワークショップの内容を反映しより良いものにしていきます。

- ①環境・人・まちにやさしい空間づくり⇒“南九州の人と環境にやさしい”
- ②地域の安心安全を支える防災拠点化⇒“市民の安心安全を守り”
- ③市民の誇りとなる“庁舎”と“まち”づくり⇒“魅力あふれる市民の誇りとなる”
- ④財政負担の軽減に配慮した公共施設マネジメント⇒“コンパクトな庁舎”

■新庁舎建設のコンセプト(案)

『南九州の人と環境にやさしい 市民の安心安全を守り 魅力あふれる
市民の誇りとなる コンパクトな庁舎』（案）